

（傍線部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>目次</p> <p>（略）</p> <p>第六章 災害応急対策（第二十一条―第三十六条の二）</p> <p>（略）</p> <p>（都道府県知事による広域一時滞在の協議等の代行の手續）</p> <p>第三十六条の二 法第八十六条の四第一項の規定による市町村長の事務の代行をする都道府県知事は、当該市町村がその大部分の事務を行うことができることとなつたと認めるときは、速やかに、当該代行に係る事務を当該市町村長に引き継がなければならない。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、都道府県知事は、法第八十六条の四第一項の規定による市町村長の事務の代行を終了したときは、速やかに、その旨及び代行した措置を当該市町村長に通知しなければならない。</p>	<p>目次</p> <p>（略）</p> <p>第六章 災害応急対策（第二十一条―第三十六条）</p> <p>（略）</p> <p>（新設）</p>